

2015年2月25日

野村不動産株式会社

報道関係者各位

## 「日本橋室町野村ビル」 東京都環境確保条例「トップレベル事業所」に認定

野村不動産株式会社(本社:東京都新宿区/取締役社長:中井 加明三)は、所有する「日本橋室町野村ビル」(2010年9月竣工)が、東京都環境確保条例「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」における「トップレベル事業所」に認定されましたのでお知らせいたします。

「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」は、東京都が規定するCO<sub>2</sub>排出量の削減義務に対して、推進の程度が特に優れた事業所のCO<sub>2</sub>排出量削減義務率を緩和する制度です。ハード面(省エネ機器の導入等)およびソフト面(運用・保守等)の取り組みに関する228の評価項目に対して、評価点が80点以上の事業所が「トップレベル事業所」として認定され、CO<sub>2</sub>排出量削減義務率が1/2に緩和されます。現在、本制度の対象となる事業所の約1,300事業所(工場等も含む)のうち、2010~2013年度の4年間で35棟(約2.5%)が「トップレベル事業所」に認定されております。

本ビルは、竣工時における水冷式パッケージ形空調機や照明器具などの高効率設備の導入、改修工事による更なる空調運転の高効率化といったハード面だけでなく、BEMS(Building Energy Management System)の活用により実現したエネルギーの使用状況と設備機器の運転状況の一元管理の体制や入居テナントとCO<sub>2</sub>排出削減に向けた協議会を開催し、省エネ啓発やオーナーとテナントが一体となった取り組み等のソフト面についても評価され、今回の認定にいたしました。

今後も、新規開発ビル・既存ビルにおいて、環境に配慮した設備の導入や省エネ運用に関して積極的に取り組んでまいります。

《本ビルの主な取り組みの一例》

### 【設備導入】

- ・ 高効率水冷式パッケージ形空調機の導入
- ・ 省エネ空調制御の導入  
(CO<sub>2</sub>濃度による外気導入量制御・最適起動制御・外気冷房・ウォーミングアップ運転等)
- ・ 昼光利用による照明制御
- ・ テナント向けのエネルギー見える化システムの導入

### 【運用面】

- ・ 各種定例会議の開催(特定テナント・全入居テナント)
- ・ 運転状況の把握ならびにチューニングの実施
- ・ 各種機械室等の設定温度の見直し

### 【本件に関するお問い合わせ窓口】

野村不動産株式会社 広報部(大西・阿部)

TEL03-3348-7805

FAX03-3343-0445

URL:<http://www.nomura-re.co.jp/>

## 日本橋室田野村ビル 物件概要

所在地	東京都中央区日本橋室町 2-4-3
構造	地上：鉄骨造、地下：鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上 21 階、地下 5 階
敷地面積	2,744.31 m <sup>2</sup>
延床面積	46,463.67 m <sup>2</sup>
竣工	2010 年 9 月
URL	<a href="http://www.nomura-nihonbashi.com/">http://www.nomura-nihonbashi.com/</a> <a href="http://www.yuito-nihonbashi.com/">http://www.yuito-nihonbashi.com/</a> ( YUITO[商業施設])



外観写真



環境性能について



屋上緑化